

令和6年度茨城県就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業業務委託仕様書

本仕様書は、令和6年度茨城県就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 目的

就労に向け一定の準備が必要な、長期間就労していない者（ひきこもり状態にある者等）や、不安定就労を繰り返している者（以下「就労支援準備支援対象者」という。）に対する就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングを推進することを目的とする。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 事業内容

事業者は、次の事業を実施する。

(1) 就労体験・就労訓練先の開拓

地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業、地域の農業者等を中心に訪問し、就労準備支援対象者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓する。

(2) 業務切り出しの提案

就労体験・就労訓練先となる企業等に対し、就労準備支援対象者の状態像に合わせた業務の切り出しを提案する。

(3) マッチングの実施

開拓した就労体験・就労訓練先の情報を、県内の自立相談支援機関等へ情報提供し、支援員等向けの見学会を実施する等、積極的な利用を提案する。

(4) 初回利用時の同行

円滑な利用が図られるよう、県内の自立相談支援機関等において、就労準備支援対象者が就労体験・就労訓練先を初めて利用する際に同行し、企業等側との調整を実施する。

(5) 就労体験・訓練先への支援・負担軽減

就労体験・訓練中の事業主への支援・負担軽減のため、支援プログラムの策定支援や雇用管理支援を行う。

4 実施方法

事業者は、茨城県福祉部福祉政策課（令和6年4月1日以降は福祉人材・指導課（以下「福祉人材・指導課」という。）、県及び各市の自立相談支援機関等並びに福祉及び労働担当部局と連携を図りながら、次のとおり事業を実施していくものとする。

(1) 事業者は、本事業を実施するための職員（以下「マッチング支援員」という。）を1名以上配置（兼務可）するものとする。

なお、マッチング支援員は、原則として、厚生労働省が実施する就労準備支援事業従事者養成研修を受講すること。

(2) 事業者は、事業実施の前提として、自立相談支援機関等から、相談者の具体的な就労ニーズの聴取を行うとともに、開拓先の活用状況を適宜確認すること。

- (3) 事業者は、了承を得た就労体験先を福祉人材・指導課へ報告（様式1）するとともに、
当該就労体験先に係る情報を県内各自立相談支援機関へ提供する。
- (4) 事業者は、30社程度を目標に就労体験先を開拓すること。なお、このうち5社程度が就労訓練事業の認定申請を行うことを目標に働きかけを行うこと。
- (5) 事業者は、開拓した就労体験先に対し、生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定制度について説明し、認定申請を希望する場合は、福祉人材・指導課へつなぐこと。

5 実施状況報告

事業者は、福祉人材・指導課に対し、毎月事業終了後速やかに、実施状況報告書（様式2）を提出しなければならない。

また、事業者は、上半期の事業終了後速やかに、開拓した就労体験先一覧（上半期分）（様式3）及び利用状況一覧（上半期分）（様式4）を福祉人材・指導課へ提出しなければならない。

6 委託事業実施にあたっての留意事項

- (1) 事業者は、訪問先の企業等に対し、懇切丁寧な対応のもと、委託事業を実施しなければならない。
- (2) 事業者は、委託事業の目的に配慮しながら事業を実施するとともに、個人情報の保護を徹底しなければならない。
- (3) 事業者は、様式1から様式4の様式以外の様式について、事業者において適宜作成して使用する。
- (4) 事業者は、事業実施に当たり、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添2）「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）及び「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知）等を参照し事業を実施するものとする。
- (5) 事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、福祉人材・指導課と協議の上、業務の一部を委託することができる。

7 その他

事業者は、委託事業を実施するに当たり、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、福祉人材・指導課と協議の上、その指示に従い業務を遂行する。

(様式1)

就労体験受入れ先の概要 (No.)

年 月 日

作成者: _____

項 目	内 容
法人名 (事業所名)	
就労体験を行う 事業所名	
就労体験を行う 事業所の所在地	
担当者名	
連絡先	
受入れ可能人数	
業 種	
就労体験の内容	
留意事項	
就労訓練事業所 認定の希望	有 無 検討中
備 考	

実施状況報告書 (年 月分)

年 月 日

茨城県福祉部福祉人材・指導課長 殿

事業者名
代表者職氏名

令和 年 月に実施した就労体験・就労訓練先の開拓マッチング事業に係る業務は、次のとおりです。

1 開拓のための訪問等

訪問日時	訪問先	訪問者	結果
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			

2 開拓した企業等

事業者名・事業所名	就労体験・訓練の内容	就労訓練の認定状況

3 業務切り出しの提案

活動日時	就労体験・訓練先	内容
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		

4 マッチングの実施（開拓先の状況提供、見学会の開催）

活動日時	相手方	内容
月 日 : ~ :		

5 初回利用時の同行

活動日時	就労体験・訓練先	市町村名	利用者名	支援内容
月 日 : ~ :				
月 日 : ~ :				

6 就労体験・訓練先への支援・負担軽減

活動日時	就労体験・訓練先	内容
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		

7 開拓した企業等の活用状況の確認

確認日時	活用状況・課題等
月 日 : ~ :	
月 日 : ~ :	

(様式3)

開拓した就労体験受入れ先一覧(上半期分)

	法人名 (事業所名)	就労体験・訓練を行う 事業所名	就労体験・訓練を行う 事業所の所在地	担当者名	連絡先	受入れ 可能人数	業 種	就労体験・就労訓練の内容	見学会の 実施日時	就労訓練 事業認定 の有無	備 考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※行は適宜追加すること。

(様式4)

開拓した就労体験・就労訓練先の利用状況一覧(上半期分)

※初回利用時の同行だけでなく、各市町村における活用状況を確認し記載する。

1-1 県分

	町村名	利用者の 年齢・性別	受入れ法人名・ 事業所名	就労体験・ 就労訓練 の別	初回利用 時の同行 かどうか	体験・訓練の内容、業種	利用開始前 の状況	利用延べ 日数	利用開始後 の状況	備 考 (課題 など)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※行は適宜追加すること。

1-2 市分(協定市以外の市も含む)

	市名	利用者の 年齢・性別	受入れ事業所名	就労体験・ 就労訓練 の別	初回利用 時の同行 かどうか	体験・訓練の内容、業種	利用開始前 の状況	利用延べ日 数	利用開始後 の状況	備 考 (課題 など)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※行は適宜追加すること。